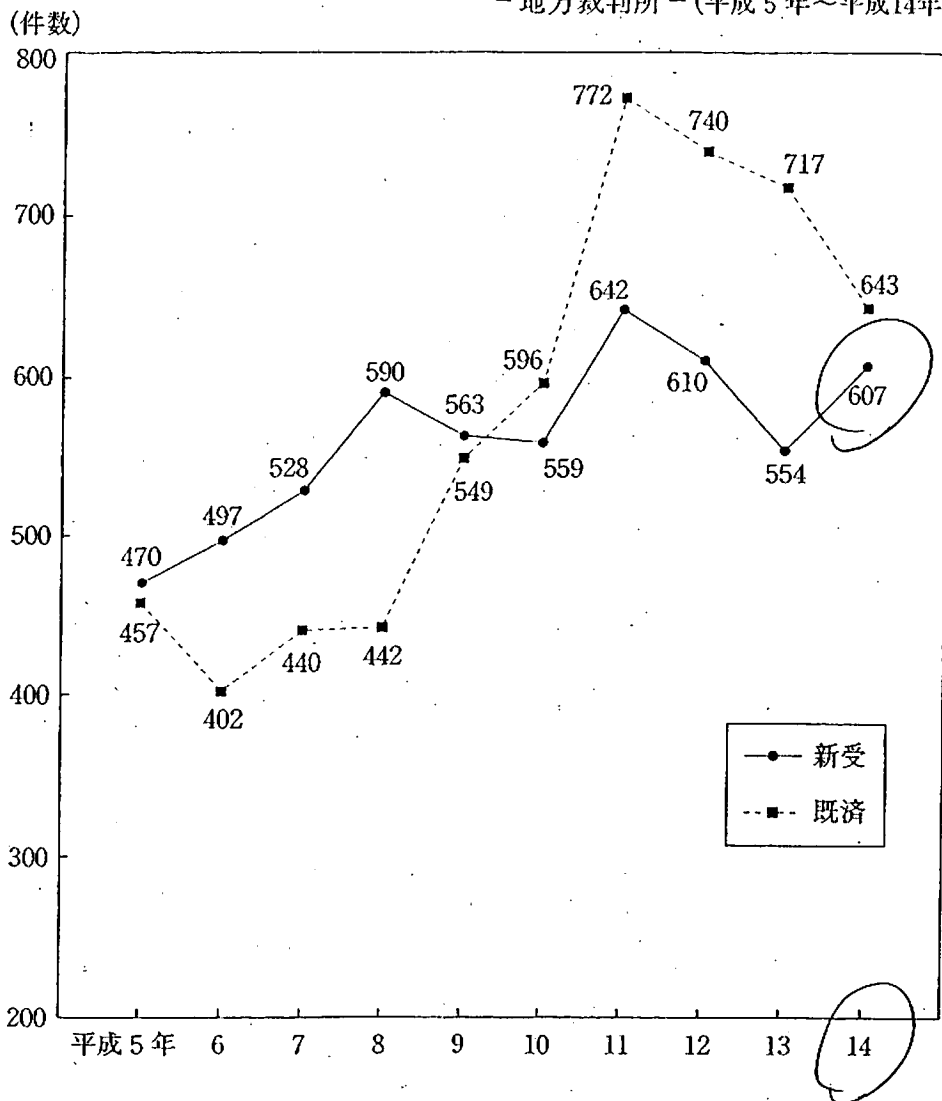


第1表 民事通常訴訟事件 新受・既済件数

—地方裁判所—(平成5年～平成14年)



第2表 民事通常訴訟事件 事件の種類別 新受・既済件数

—地方裁判所—(平成14年)

	総数	特許権	実用 新案権	意匠権	商標権	著作権	不正競争 防止法	商法 その他
新受	607 (100.0)	165 (27.2)	38 (6.3)	27 (4.4)	99 (16.3)	113 (18.6)	141 (23.2)	24 (4.0)
既済	643 (100.0)	210 (32.7)	44 (6.8)	28 (4.3)	79 (12.3)	122 (19.0)	148 (23.0)	12 (1.9)

(85) 平成一四年度知的財産権関係民事・行政事件の概況 3061

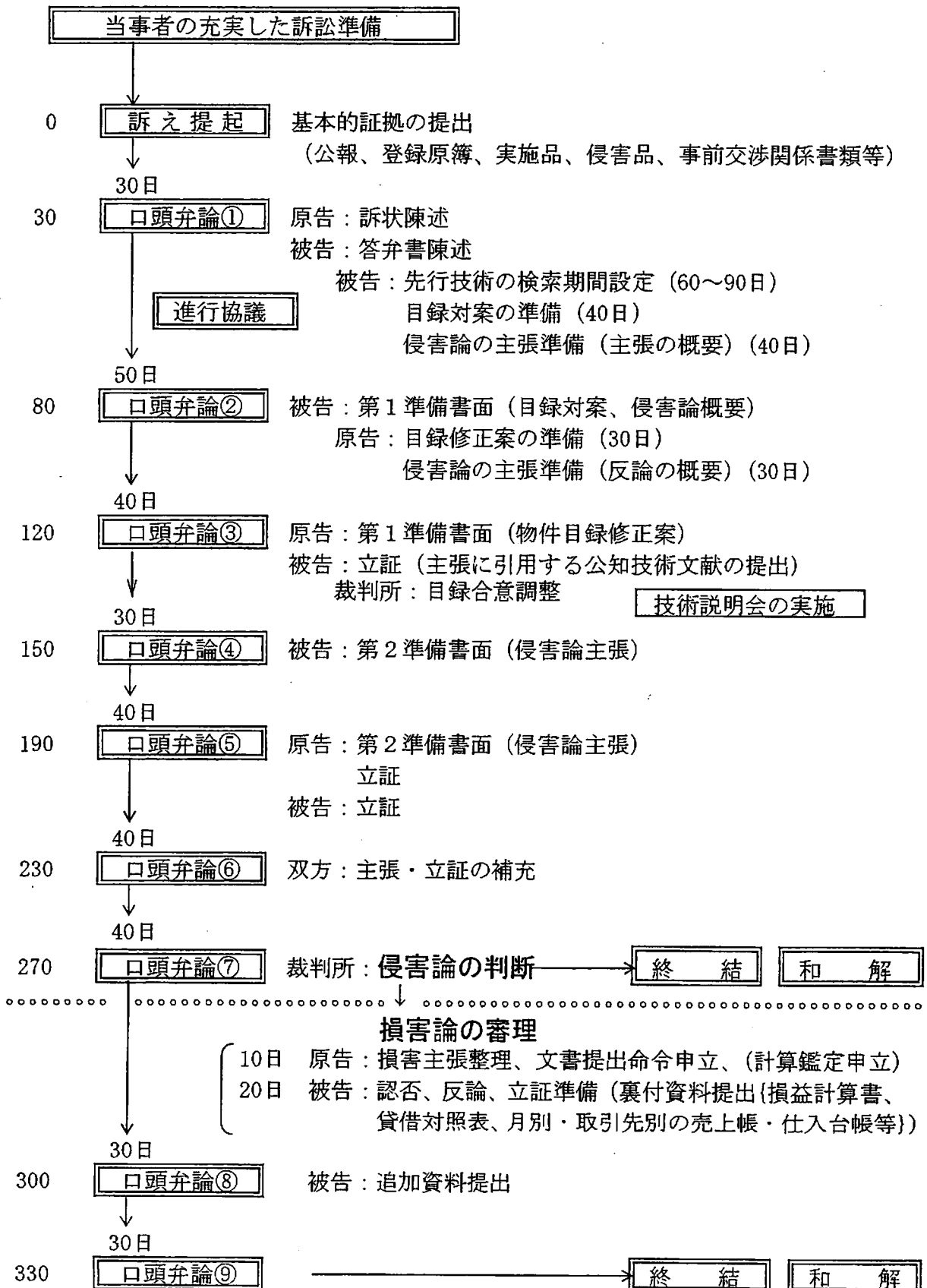
第5表 民事通常訴訟事件 既済・未済事件 平均審理期間
—地方裁判所— (平成5年～平成14年)

年次	平成5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
既済事件 平均審理期間(月)	31.9	23.1	23.7	22.7	25.0	25.7	23.1	21.6	18.3	16.8
未済事件 平均審理期間(月)	24.0	23.1	22.1	21.6	21.6	20.9	17.9	16.4	15.5	13.4

第6表 民事通常訴訟事件 東京地裁・大阪地裁への事件集中度
—地方裁判所— (平成12年～平成14年)

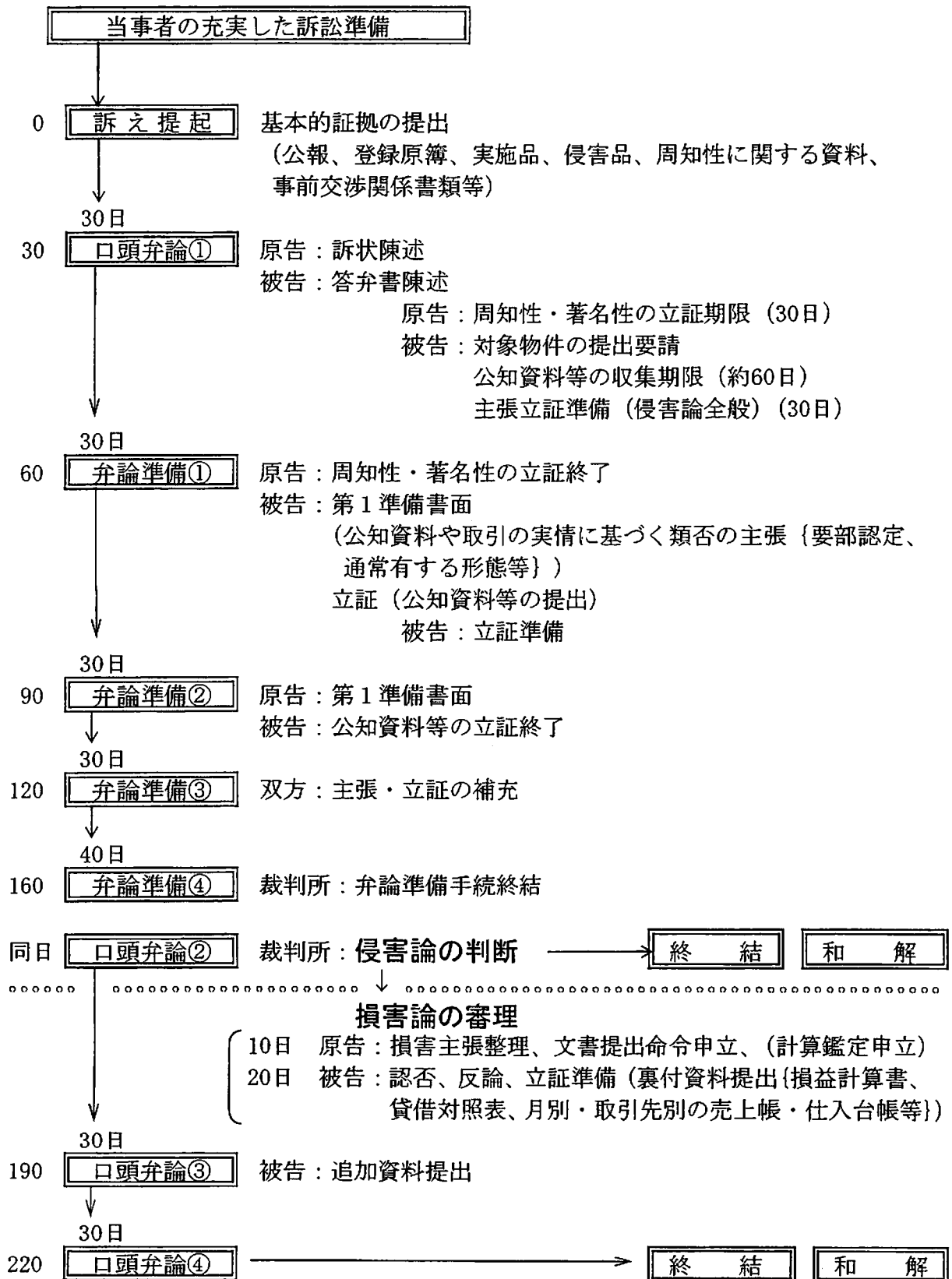
		全知的財産権関係事件		特許権関係事件	
		新受件数	集中度	新受件数	集中度
平成12年	東京	312	51.1%	106	60.2%
	大阪	125	20.5%	48	27.3%
	東京+大阪	437	71.6%	154	87.5%
	全地裁	610	—	176	—
平成13年	東京	303	54.7%	87	56.9%
	大阪	99	17.9%	43	28.1%
	東京+大阪	402	72.6%	130	85.0%
	全地裁	554	—	153	—
平成14年	東京	342	56.3%	108	65.5%
	大阪	131	21.6%	38	23.0%
	東京+大阪	473	77.9%	146	88.5%
	全地裁	607	—	165	—

特許・実用新案権侵害事件の審理モデル



(平成14年11月作成)

意匠・商標権侵害事件、不正競争（1号、2号、3号）事件の審理モデル



(平成14年11月作成)

大阪地方裁判所知的財産権専門部の紹介

損害論の審理に関するお願い 大阪地方裁判所第21民事部

当部の知的財産権訴訟における損害論（損害の発生及び額）の審理について、次の点にご留意下さい。

1 侵害論と損害論の審理順序
特許権侵害訴訟その他の知的財産権訴訟では、損害賠償や不当利得返還等の請求がされている場合も、まず対象物件が特許権等を侵害するかどうか（侵害論）の審理を集中して行います。その審理の結果に基づいて、裁判所が損害の発生及び額（損害論）の審理に入る必要があると判断したときに、損害論の審理に入ることになります。

2 原告側の準備
損害賠償等を請求する原告は、侵害論の審理中においても、損害論の審理に入った場合に適切に対応することができると、予め資料を収集するなどの準備をしておいて下さい。損害論の審理に入った後は、必要であれば直ちに、訴え提起段階での損害の主張の補正を行うとともに、自己の主張の裏付けとなる文書を提出して下さい。特に、特許法102条1項に基づく損害の主張をするのであれば、自己の製品の単位数量当たりの利益額を立証するための文書の提出が必要になります。

3 被告側の準備
被告の側でも、侵害論の審理中に、損害算定の資料（帳簿類等）の保存と整理に努めるなどして、仮に損害論の審理に入った場合には迅速に対応することができるよう準備しておいて下さい。また、損害論の審理に入った後は、原告の損害に関する主張に対する具体的な認否及び損害論に関する被告の主張を速やかに提出して下さい。

4 損害立証の文書
被告側が自己の販売数、販売額等に関する具体的立証を行う場合に提出が必要とされる裏付け資料は、該当年度の貸借対照表、損益計算書、月別又は取引先別の売上帳、仕入台帳などです。これらの資料を基に損害論の審理を進め、その上で必要と判断された場合に、一定の範囲で、個々の取引に関する注文書、納品書、売上伝票等の提出が求められる場合があります。

5 損害論の審理の集中
損害論の審理に入る際には、裁判所はその旨を明らかにします。損害論の審理に入った後は、当事者の協力のもとに損害論の審理を集中して行います。侵害論の争点についての蒸し返しの主張や新たな主

張・証拠を提出することは認めていません。

6 損害立証の文書の提出
被告が任意に損害立証に必要な文書を提出しない場合は、原告の申立てにより裁判所が必要と認める範囲で文書提出命令を発令することになります（特許法105条等）。損害論の審理が円滑に進行するためには、立証の必要性と被告の営業秘密の保護に配慮して、当事者間で、裁判所に提出する文書の範囲、相手方による原本確認方法を協議することが望ましいといえます。

7 計算鑑定の活用
特許法105条の2（実用新案法、意匠法、商標法でも準用されているほか、著作権法にも同様の規定があります。）の規定により、計算鑑定の制度が設けられています。第21民事部では、公認会計士からなる鑑定人候補者の名簿を作成してあります。損害の算定のために計算鑑定を利用することも考慮して下さい。



〔他の裁判所を見たい方はこちら〕

57

第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等

(訴えの提起前における照会)

第百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 第百六十三条各号のいずれかに該当する照会
 - 二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの
 - 三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会
- 2 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、これらの規定は、適用しない。
- 3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。
- 4 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第百三十二条の三 予告通知を受けた者(以下この章において「被告予告通知者」という。)は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点对する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。この場合においては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 2 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第百三十二条の四 裁判所は、予告通知若しくは前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

- 一 文書(第百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を囑託すること。
- 二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体(次条第一項第二号において「官公署等」という。)に囑託すること。

- 三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。
 - 四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。
- 2 前項の処分申立ては、予告通知がされた日から四月の不変期間内になければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることに於いて相手方の同意があるときは、この限りでない。
 - 3 第一項の処分申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、することができない。
 - 4 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至つたときは、その処分を取り消すことができる。

(証拠収集の処分の管轄裁判所等)

第百三十二条の五 次の各号に掲げる処分申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。

- 一 前条第一項第一号の処分申立て 申立人若しくは相手方の書面、通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所
 - 二 前条第二項第二号の処分申立て 申立人若しくは相手方の書面、通裁判籍の所在地又は調査の囑託を受けらるべき包公署等の所在地
 - 三 前条第三項第三号の処分申立て 申立人若しくは相手方の書面、通裁判籍の所在地又は特定の物につき意見の陳述の囑託がされるべき場合における当該特定の物の所在地
 - 四 前条第一項第四号の処分申立て 調査に係る物の所在地
- 2 第十六条第一項、第二十一条及び第二十三条の規定は、前条第一項の処分申立てに係る事件について準用する。

(証拠収集の処分の手続等)

第百三十二条の六 裁判所は、第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、囑託を受けた者が文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

- 2 第百三十二条の四第一項第二号の囑託若しくは同項第四号の命令に係る調査結果の報告又は同項第三号の囑託に係る意見の陳述は、書面としなければならない。
- 3 裁判所は、第百三十二条の四第一項の処分に基づいて文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。
- 4 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を發した日から一月間、送付に係る文書又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面を保管しなければならない。
- 5 第百八十条第一項の規定は第百三十二条の四第一項の処分について、第百八十四条第一項の規定は第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分について、第二百十三条の規定は同項の処分について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第百三十二条の七 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

- 2 第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第百三十二条の七第一項」と、「当事者又は利害関係を陳明した第三者」とあるのは、「申立人又は相手方」と読み替へるものとする。

(不服申立ての不許)

第百三十二条の八 第百三十二条の四第一項の処分申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠収集の処分に関する裁判に関する費用の負担)

第百三十二条の九 第百三十二条の四第一項の処分申立てについての裁判に関する費用は、申立人の負担とする。